平成２８年（フ）第３２０７号
大阪市北区豊崎６丁目11番12号　田中マンション　202号室、前住所大阪市北区中津４丁目５番15号　メゾンルミエール　402号室
債務者　丹波　恵子
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２１１号
大阪府門真市中町11―54正幸会病院内、住民票上の住所大阪府守口市金田町２丁目34番５号
債務者　垣外　行雄
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２１６号
大阪府東大阪市寺前町１丁目３番13号
債務者　岡田来未こと　李　　来未（旧姓平沢）
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１００２号
名古屋市昭和区御器所３丁目14番16号
債務者　時田塗装こと　時田　宮男
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１６２号
札幌市北区北23条西７丁目１番26号　第二マラボー７号
債務者　林　　裕治
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１８９号
札幌市西区八軒９条西２丁目３番26号　あさひハイツ八軒209号
債務者　野浪　由廣
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１９５号
札幌市東区北20条東17丁目２番28号　ラフォーレ17―203号
債務者　高井　裕之
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２０２号
札幌市白石区東札幌２条６丁目７番10号　第４トーホービル506号
債務者　清田　博行
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８号
北海道稚内市朝日５丁目１番６号　アークヒルズ３　101号室
債務者　近江　義時
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２８年（フ）第１２９号
盛岡市東見前９地割34番地10、旧住所宮城県名取市植松４丁目12番25－301号　コンフォール壱番館
債務者　井上　大介
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１３６号
岩手県滝沢市穴口453番地１
債務者　佐々木裕子
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１５５号
岩手県西磐井郡平泉町平泉字塩沢131番地５
債務者　齋藤　久子
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１６６号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第14地割５番地６
債務者　木田　恭子
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１４９号
群馬県高崎市北久保町１番地　県住Ａ棟507号
債務者　成田　洋子（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１５３号
群馬県高崎市井野町203番地10　山口ハイツＡ号
債務者　生方　律子
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１５４号
群馬県高崎市菅谷町1099番地３
債務者　藤井　玲子
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第８５７号
埼玉県上尾市向山２丁目11番地13
債務者　高橋早百合
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係